

地方独立行政法人佐賀県立病院好生館 平成22年度年度計画

第1 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 県立病院として担うべき医療の提供及び医療水準の向上

佐賀県立病院好生館は、地方独立行政法人化後も県民のために、佐賀県における中核的医療機関として、他の高度機能病院や地域の医療機関との連携・役割分担のもと、県民に必要とされる良質で高度な医療を着実に提供し続けるとともに、地方独立行政法人のメリットを活かした、柔軟な雇用条件の設定や勤務環境の整備等によって、スタッフの確保・育成を図り、医療をはじめとするサービスの質の向上を目指す。

(1) 県立病院として担うべき医療の提供

救命救急医療の提供

- ・ 24時間365日、救急車を受け入れる。
- ・ 研修医のプライマリーケア研修を兼ねて、地域の医療機関と連携しながら、来院してきた2次、1次の患者に適切に対応していく。
- ・ 交通事故や自然災害などによる外傷患者に対する、救命救急からリハビリテーションまでの一貫した治療に取り組むため、外傷センター準備ワーキンググループを設置する。
- ・ 脳外科治療、心臓血管外科治療、血管内治療等の高度・専門医療を推進することができる体制を整備するため、循環器内科、心臓血管外科、神経内科、脳神経外科が連携して対応する循環器病センター・脳卒中センターの設置の準備を進める。
- ・ 救急外来にトリアージナースを配置する。

区分	平成21年度実績	平成22年度目標
受入救急車台数	2,123台	2,500台
救急患者数	14,290人	14,800人

高度・専門医療の提供

- ・ 本県における中核的医療機関として、循環器系疾患に対する医療、がんに対する医療、小児・周産期医療、感染症医療など、県立病院として求められる高度・専門医療を提供する。

循環器系疾患に対する医療

- * 心臓カテーテル治療、アブレーション実施件数を増やす。
- * 急性心筋梗塞連携パスを運用する。
- * 大血管ステント治療を継続する。
- * 急性期リハビリテーションを強化する。
- * 脳血管内治療（インターベンション）を引き続き実施する。

- * 脳卒中連携パスの運用を継続する。
- * 脳梗塞患者を積極的に受け入れる。

がんに対する医療

- * 外来化学療法室の医師を増員し、同室の運用を充実させる。
- * 血液内科を強化する。
- * がん地域連携パスの運用を開始する（肺、肝臓、胃、大腸）。

小児・周産期医療

- * 地域における小児医療の拠点として、肺炎、気管支炎等の下気道感染症やアレルギー疾患等、小児に特徴的な疾患に対する高度・専門医療に取り組むとともに、引き続き小児救急医療に対応する。
- * 10月より分娩を再開する。

感染症医療

- * 新型インフルエンザ等の感染症に対する診療体制を迅速に整備する。

外傷や災害時の医療

- * 外傷センター準備ワーキンググループを設置する。（再掲）

区分	平成 21 年度実績	平成 22 年度目標
心臓カテーテル治療数	407件	300件
アブレーション件数	16件	24件
大血管ステント治療数		12件
急性心筋梗塞連携パス運用数		80件
造血幹細胞移植数		3件
外来化学療法患者数	1,824人	2,200人
脳梗塞治療患者数	185人	200人
小児外科手術	369件	380件
分娩数	2件	10件

高度医療機器の計画的な整備・更新

- ・ 高度・専門医療の提供のために、今年度の高度医療機器の更新・整備計画を策定する。
- ・ MEセンターを設置し、医療機器の保守・管理を図る。
- ・ 医療機器導入にあたっては、ベンチマークなどにより調査をする。

(2) 医療スタッフの確保・育成

優秀なスタッフの確保・専門性の向上

- ・ 専門性の高い資格取得の支援に向けて研修制度や助成制度等を整備することにより、専門医、専門看護師、認定看護師及び領域別専門資格の取得を促進する。

- ・薬剤師、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士などの技術職員を確保する。
- ・救命救急認定医師のさらなる充足のため公募等を行う。

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度目標	増加数
認定看護師数 1)	2 名	5 名	3 名
専門/ 認定薬剤師数	1 名	2 名	1 名
認定検査技師数	1 8 名	1 9 名	1 名
放射線関連資格者数	8 名	9 名	1 名
理学療法士等数	9 名	1 1 名	2 名

認定看護師（がん化学療法、集中ケア、皮膚・排泄ケアなど）

- ・7対1看護体制への移行（予定：5月～）
- ・救命救急医：+1名招聘

医療スタッフの育成

- ・教育研修センターを設置し、人員を配置する。
- ・救急スタッフの育成を図るため、医師、臨床研修医、医学生、看護師、看護学生、救急救命士等に対する救急医療の教育に取り組む。
- ・教育研修プログラムの充実により教育研修体制を強化するとともに、臨床研修医等の受入れの増を図る。

区分	平成 21 年度実績	平成 22 年度目標
B L S	2 0 回	2 4 回
A C L S	5 回	6 回

(3) 信頼される医療の提供

科学的根拠に基づく医療

- ・患者や家族からの信頼を得て適切な医療を提供するため、E B M（科学的根拠に基づく医療）を推進する。
- ・診療実績をホームページで公表する。

E B M = Evidence Based Medicine

患者中心の医療

- ・検査及び治療の選択における患者の自己決定権を尊重し、インフォームドコンセントを一層徹底する。
- ・クリニカルパス（電子カルテ上で運用）の活用を推進する。
- ・MSW（医療ソーシャルワーカー）の定員化を図り、退院相談、医療費・医療扶助等の相談や、医療・健康に関する情報提供など、相談支援体制を強化する。
- ・医療安全に対する意識の向上のため、インシデントやアクシデントに関する情報の収集・分析の徹底を図り、その結果を全職員にフィードバックする。

区 分	平成 21 年度実績	平成 22 年度目標
クリニカルパス数	74種類	100種類
クリニカルパス適用率	20%	30%
インデント・アクデントレポート数	1,599件	1,700件

地域の医療機関との連携強化

- ・地域の医療機関に対し好生館の病院機能（スタッフ設備等）について周知を図るとともに、役割分担の明確化と連携の強化に取り組む。
- ・周辺医療機関との相互連携や人事交流、機能分担を推進するとともに、患者搬送体制を確立する。

区 分	平成 21 年度実績	平成 22 年度目標
紹介率	62%	65%
逆紹介率	78%	80%

- ・地域連携クリニカルパスの種類：7種類
 - 既に運用：脳卒中、大腿骨頸部骨折
 - 運用開始：急性心筋梗塞、肺がん、肝臓がん、胃がん、大腸がん
- ・広報誌の発刊：「好生館だより」4回、「循心レター」、「好整」など

(4) 災害時等の協力

- ・基幹災害医療センターとして、災害時医療に対応可能な体制を確保する。
- ・災害時において、基幹災害医療センターとして、患者を受け入れると共に、医療スタッフ(DMAT)を整備する。
- ・災害医療従事者の研修計画を策定する。
- ・新型インフルエンザ等の発生時には、県と連携し対応する。

DMAT=Disaster Medical Assistance Team

2 患者・県民サービスの一層の向上

(1) 患者の利便性向上

- ・アンケートなど、定期的な患者満足度調査等により患者ニーズを的確に把握し、利便性向上に資する計画を策定する。
- ・待ち時間の短縮のため、待ち時間の実態を調査し、外来診療システムの改善及び診療時間の適正化に取り組む。
- ・現好生館にコンビニエンスストアを誘致する。
- ・患者アンケートに基づく満足度の向上

区分	平成 21 年度実績	平成 22 年度目標
総合満足度	81%	84%

(5段階評価を100%に換算)

- 自由回答に対する個別対応の徹底

- ・コンビニエンスストア誘致：H 2 2 年度中

(2) 職員の接遇向上

- ・職員研修計画を策定し、全職員を対象とした接遇研修を実施するとともに、接遇に定評のある医療施設等への職員派遣による研修を実施する。

区 分	平成 21 年度実績	平成 22 年度目標
全職員対象接遇研修	2 回	2 回
他医療機関での職員研修	0 人	1 0 人

(3) ボランティアとの協働

- ・ボランティアコーディネーターの活用などにより、受入態勢を整備してボランティアを積極的に受け入れ、職員と連携をとりながらサービス向上に取り組む。
- ・病院ホームページに、「ボランティアの広場」を開設する。

区分	平成 21 年度実績	平成 22 年度目標
ボランティア登録数	5 2 名	6 0 名

3 社会的責任の遂行

(1) 環境への負荷の小さい病院運営

- ・廃棄物の分別を徹底し、可能な限りリサイクルを行うとともに、省エネルギー対策を講じるなど、環境への負荷が少ない病院運営に取り組む。
- ・新病院に関しては、国土交通省が行う「住宅・建築物 省CO2先導事業」に応募し、その採択を目指す。

(2) 社会的信頼の向上

- ・セキュリティーポリシー及びこれに基づくセキュリティーポリシー実施計画を策定する。
- ・セキュリティーポリシーに基づき、医療法をはじめとする関係法令の遵守について、全職員が認識を高め、実践できるよう、定期的に職員研修を実施する。
- ・病院情報の適切な管理運用のため、SE の配置など情報部門を充実させ、病院情報の一元的管理を行う。
- ・診療録等の個人情報については、診療情報管理士等による適切な管理体制を維持する。

【目標】・専任SEの採用

- ・セキュリティーポリシー策定、実施手順書策定
- ・セキュリティーポリシー研修実施（各自1回）
- ・情報セキュリティ週間の実施（5月10日～21日、10月4日～15日）

(3) 医療・健康の情報発信

- ・病院の持つ専門的医療情報を基に、県民を対象にした公開講座の開催や、ホーム

- ページ等により、疾病等や健康に関する保健医療情報の発信及び普及に取り組む。
- ・佐賀県個人情報保護条例及び診療情報の提供に関する指針等に基づき、患者のプライバシーの保護を図るとともに、患者及びその家族への情報開示を適切に行う。
 - ・地域の医療機関との間で、ICT（情報通信技術）を構築する。

【目標】・「肝臓がん」、「消化器がん」、「肺がん」についての公開講座の開催：2回/年

- ・STS テレビ「健康ばんばん」での情報提供：10回/年
- ・ぴかぴかLINK（ICT）協力運用施設：目標 5施設
- ・広報誌の発刊（再掲）

第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 業務の改善・効率化

地方独立行政法人佐賀県立病院好生館は、職員一人ひとりが経営に参画するという意識を持ち、医師、看護師、医療技術者、事務職等各職種が一層緊密に連携を図って効率的な病院運営に当たり、患者にとってよりよい結果をもたらすとともに、県民負担の軽減につながる事となるよう努めていく。

(1) 効率的な業務運営

- ・臓器別・機能別の病棟運営を図る。
- ・事務部内の組織変更を実施する。
- ・TQM活動の活性化を図る。：目標活動チーム18

TQM：Total Quality Management

(2) 事務部門の専門性向上

- ・人事給与システムの運用を開始する。
- ・財務会計システムの運用を開始する。
- ・財務会計勉強会の実施（2回/年）する。
- ・学会等へ事務職員を参加させる。

(3) 人事評価制度の構築

- ・評価委員会を立ち上げ、人事評価制度の検討を行う。

2 収益の確保と費用の節減

(1) 収益の確保

- ・診療報酬の請求漏れ及び減点の防止に取り組む。
- ・DPCで設定されている平均在院日数を目標に、効果的な病床管理を徹底し、収入の確保に取り組む。
- ・好生館の医療機能に応じた診療報酬請求（診療報酬項目）を行う。

区分	平成 21 年度実績	平成 22 年度目標
平均在院日数	14.0日	14.0日
病床利用率	75%	90%

(ただし、平成 21 年度は 541 床、平成 22 年度は 453 床の稼働病床で設定)

DPC=diagnosis procedure combination

(2) 費用の節減

- ・後発医薬品の導入を推進する。(導入に当たっては、委員会を設置し、各薬剤ごとに供給量、安全性、有効性等についての確認を行う。)
- ・材料費等の節減を図るため、地方独立行政法人のメリットを活かした多様な契約手法を導入する。

区分	平成 21 年度実績	平成 22 年度目標
人件費率	57%	55%
材料費率	30%	29%
ジェネリック薬使用割合	10%	15%

(ジェネリック薬：品目ベース)

第3 予算(人件費の見積りを含む。) 収支計画及び資金計画

「第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた計画を確実に実施することにより、業務運営の改善及び効率化を進め、安定的な経営に道筋を付ける。

- ・経常収支比率を 100%以上とする。

- | | | |
|--------|---|--------|
| 1 予算 | } | (別紙参照) |
| 2 収支計画 | | |
| 3 資金計画 | | |

第4 短期借入金の限度額

- なし。
- なし。

第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画
なし。

第6 剰余金の使途

決算において生じた剰余金は、積立金として積み立てる。

第7 料金に関する事項

1 使用料及び手数料

理事長は、使用料及び手数料として、次に掲げる額を徴収する。

- (1) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 76 条第 2 項（同法第 149 条において準用する場合を含む。）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 71 条第 1 項の規定に基づく方法により算定した額
- (2) 健康保険法第 85 条第 2 項（同法第 149 条において準用する場合を含む。）及び高齢者の医療の確保に関する法律第 74 条第 2 項の規定に基づく基準により算定した額
- (3) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）その他の法令等により定める額
- (4) (1)、(2)及び(3)以外のものについては、別に理事長が定める額

2 減免

理事長は、特別の理由があると認めるときは、使用料及び手数料の全部又は一部を減免することができる。

第8 その他佐賀県地方独立行政法人法の施行に関する規則で定める業務運営に関する事項

1 施設及び設備に関する事項

県立病院移転新築事業を承継し、平成 24 年度中の開院を目指して確実に事業を推進する。

中期計画（左表）のうち平成 22 年度中に実施するもの

施設及び設備の内容	工程
敷地造成 病院棟本館 エネルギー棟 医療機器等整備	・敷地造成工事、 ・病院本館・エネルギー棟建設工事 ・医療機器等整備（一部）

2 人事に関する事項

- ・運営効率を向上させるために組織変更を実施する。（再掲）
- ・職員満足度調査を実施する。

3 地方債償還に対する負担

法人が佐賀県に対して負担する債務の償還を確実にやっていく。

予算(平成22年度)

(千円)

区分	金額
収入	14,456,609
営業収益	11,183,109
医業収益	10,327,595
運営費負担金収益	765,230
補助金等収益	44,403
受託収入	45,881
営業外収益	106,024
運営費負担金収益	41,276
その他営業外収益	64,748
資本収入	3,167,476
運営費負担金収益	438,620
長期借入金	2,525,000
その他資本収入	203,856
その他の収入	0
支出	14,263,660
営業費用	10,643,723
医業費用	10,228,799
給与費	5,508,622
材料費	2,999,137
研究研修費	69,067
経費	1,651,973
一般管理費	414,924
営業外費用	74,537
臨時損失	0
資本支出	3,545,400
建設改良費	2,951,848
長期借入金償還金	593,552

(注) 予算：県会計の収支予算に該当(収益的収支、資本的収支を合わせて現金主義に基づき作成)

収支計画(平成22年度)

(千円)

区分	金額
収益の部	12,301,758
営業収益	12,197,914
医業収益	10,322,642
運営費負担金収益	765,230
資産見返補助金等戻入	611,495
退職給付引当金戻入	408,863
補助金等収益	44,403
受託収入	45,281
営業外収益	103,844
運営費負担金収益	41,276
その他営業外収益	62,568
臨時収益	0
費用の部	11,976,958
営業費用	11,902,421
医業費用	11,433,043
給与費	5,685,066
材料費	2,995,881
減価償却費	1,011,027
研究研修費	68,987
経費	1,672,082
一般管理費	469,378
営業外費用	74,537
臨時損失	0
純利益(純損失)	324,800

(注) 収支計画：企業会計の損益計算書に該当(収益的収支について発生主義に基づき作成)

資金計画(平成22年度)

(千円)

区分	金額
資金収入	14,456,609
業務活動による収入	11,289,133
診療業務による収入	10,289,185
運営費負担金による収入	806,506
補助金等収入	44,403
その他の業務活動による収入	149,039
投資活動による収入	642,476
運営費負担金による収入	438,620
その他の投資活動による収入	203,856
財務活動による収入	2,525,000
長期借入による収入	2,525,000
その他の財務活動による収入	0
資金支出	14,456,609
業務活動による支出	10,718,260
給与費支出	5,830,514
材料費支出	2,999,137
その他の業務活動による支出	1,888,609
投資活動による支出	2,951,848
有形固定資産の取得による支出	2,951,848
その他の投資活動による支出	0
財務活動による支出	593,552
長期借入金の返済による支出	0
移行前地方債償還債務の償還による支出	593,552
その他の財務活動による支出	0
次年度への繰越金	192,949

(注) 資金計画：現金の収入、支出を業務、投資、財務の活動区別に表したものの